

「あっせん委員会」の運営状況（平成29年4月～6月中）について

平成29年4月から6月中のあっせん委員会の運営状況は次のとおりである。

1. 当四半期における申立件数／あっせん手続件数

（1）新規申立件数

あっせんの申立件数は1件あった。

（2）あっせん手続件数

当四半期に新規申立のあった1件についてあっせん委員会が3回開催され、双方に歩み寄りの可能性・条件を照会したが、打切りとなった。

2. あっせんの申立て事案の概要とその結果

別紙

あっせん委員会の運営状況（平成29年4月～6月）について

あっせん手続件数

(単位：件)

	平成29年4～6月中
前四半期係属件数 (A)	0
平成29年4月～6月 新規申立件数 (B)	1
平成29年4月～6月 終結件数(C = a+b+c+d+e)	1
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、和解件数 (a)	0
あっせん委員会によるあっせん案の提示後、不調件数(b)	0
申立人の申立て取下げ件数(c)	0
あっせん委員会によるあっせんの打切り件数(d)	1
あっせん委員会の適格性審査による不受理件数(e)	0
平成29年6月末係属件数(=A+B-C)	0

(注)

- ・(B) は併營業務の証券代行業務にかかるあっせん

事案番号	29年度第1号
申立て概要	単元未満株式の簡易相続手続に係る補償請求等
申立人の属性	個人
申立人の申出内容	<p>相手方は、単元未満株式について長男を代表相続人として簡易相続手続を進めたことによって、申立人及び他の相続人の正当な相続権を侵害した。</p> <p>については、上記手続を定めた社内規則の開示、不当な手続により生じた損失の補償等を求める。</p>
相手方信託銀行等の見解	<p>簡易相続手続により生じた相当額の損害については支払う意思はあるが、簡易相続手続は、少額相続につき相続人の便宜を図る趣旨もあり、金融機関で広く採用されている制度である。簡易相続手続については相手方が自らの判断により実施しているものであり、社内規則は社外に開示していないことから、開示を謝絶。</p>
あっせん手続の結果	<p>【平成29年4月13日申立受理→平成29年6月29日あっせん打ち切り】 所要期間 2か月16日</p>
あっせん手続の概要	<p>平成29年5月12日のあっせん委員会において、本件申立ては「適格性あり」として受理され、平成29年6月1日及び6月29日にあっせん委員会を開催した。</p> <p>6月1日のあっせん委員会では、双方より事実関係の確認を行ったが、申立人は相手方の社内規則によって相続権を侵害されたとして相手方における手続（社内規則）の是正を強く求めたことから、相続権の侵害の有無の判断や社内規則の是正指導についてはあっせん委員会の対象外であることを説明した上で、内々の和解案の提示を行い、歩み寄りの余地を模索したが結論を出すに至らなかった。</p> <p>6月29日のあっせん委員会では、申立人より、再度、相続権の侵害及び社内規則の是正指導について強い主張が表明され、また、解決金に係る主張も大きな隔たりがあったことから、あっせんを打ち切った。</p>